

館山市低入札価格調査マニュアル

本マニュアルは、館山市が発注する公共工事の品質確保等に資するため行う低入札価格調査の調査方法について定めたものである。

発注担当者及び設計担当者は、低価格入札者から調査報告書の提出された日の翌日から起算して3日以内（当該日が休日等に当たる場合はその翌日）を期限として、以下の内容について調査報告書及び添付資料の精査、必要に応じて行うヒアリング等により適切な履行がなされるか否かを確認し、低入札価格調査表に取りまとめる。発注担当課長及び設計担当課長は、その結果を館山市指名業者選定等審査会に諮り、適否について審査を受けるものとする。

○当該価格で入札した理由（第2号様式）

当該価格で入札した理由（根拠等）を、労務費、手持工事の状況、入札対象工事場所と当該調査対象者の事業所・倉庫等との関連、資材、機器及び機械の状況、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、下請予定業者の協力等及びその他（仮設、安全管理、現場管理等当該工事への取組みなど）について、理由（根拠等）や削減額が計数的に示されているかなど具体的なものかを確認する。

特に経費削減が行われている場合は、具体的に金額が示されているか、また、計数的に説明されているかを確認する。

その理由（根拠等）が作成要領で求めているもののみでは不足する場合は、それを説明できる資料を提出させるものとする。

また、当該工事が安全で良質な施工が可能か確認する。

○入札価格の内訳（第3号様式）

入札金額の内訳について以下の調査を行う。

・仕様及び積算

- (1) 工事数量総括表（又は科目別内訳表）に対応する積算内訳となっているか。
- (2) 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っているか。
- (3) 指定の数量によって積算されているか（数量の指定のない場合は、業者の数量による。）。
- (4) 指定の工法によって施工することとしているか（工法指定がない場合は、その工法によって安全性等の点で問題ないか。）。

各工事区分・経費等について、入札者の記載した金額が発注者の積算した金額に失格基準価格を予定価格で除して算出された率を乗じて算出された額を下回る場合等は、入札者が当該金額を積算した根拠等を記載した書類の追加提出又はヒアリング等の調査を行う。

○共通仮設費（率分）内訳書（第4号様式）

○現場管理費内訳書（第5号様式）

○一般管理費等内訳書（第6号様式）

計上に不適當なものはないか確認を行い、発注者の価格に対し相当程度低いと認められる場合は、当該価格の設定理由について確認を行う。

○対象工事に関連、近接する手持ち工事の状況（第7号様式）

手持ち工事の状況について以下の調査を行う。

入札対象工事に関連する手持ち工事及び入札対象工事に近接する手持ち工事の状況から間接費の削減が可能か（具体的には、営繕損料、現場管理者等の節減が可能であるかどうか。）。

○契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（第8号様式）

入札対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連の内容について以下の調査を行う。

(1) 監督業務及び資機材運搬・管理等において、地理条件等をかんがみ、経費等の節減が可能かどうかを確認する。

(2) 緊急時の対応等、安全管理に優位性があるかを確認する。

○手持ち資材及び手持ち機械数の状況（第9号様式）

・手持ち資材

手持ち資材について、手持ち資材を入札対象工事で活用している場合は、具体の数量・活用方法及び保管状況を写真等で確認するとともに、低価格との関連性について確認する。

【具体例】

仮設鋼矢板及び支保材、足場材、その他二次製品の活用をする。

コンクリート用型枠等を活用する。

安全管理資材を保有している。

入札対象工事に関連する手持ち資材の活用に優位性がある。

・手持ち機械

手持ち機械について、入札対象工事において手持ちの建設機械等を使用している場合は、所属等を証する資料等で確認する。

【具体例】

手持ちの建設重機械等の活用が可能であり、損料計上が優位にある。

償却資産が終わっており、損料が不要となる。

系列会社からの取引、又は永年にわたり取引がある。

・機械リース

入札対象工事で使用するリース機械について、低価格での調達が可能としている場合、そ

の根拠を、機械リース元等の作成した見積書等により確認する。

【具体例】

手形取引ではなく現金決済による値引きが可能である。

系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。

永年にわたり取引がある。

○資材購入先及び購入先と入札者との関係（第10号様式）

資材購入先の状況において、入札対象工事で使用する資材について、低価格での調達が可能としている場合、その根拠を、資材販売店等の作成した見積書等により確認する。

【具体例】

手形取引ではなく現金決済による値引きが可能である。

系列会社あるいは協力会社からの取引が可能である。

永年にわたり取引がある。

○労務者の具体的供給見通し（第11号様式）

労務者の具体的供給見通しについて、以下の調査を行う。

(1)この供給見通しによって適切な施工が可能かを確認する。

(2)自社の者を従事させることとなる場合には、雇用関係の確認を健康保険証等の写しにより行う。

○建設副産物の搬出地等（第12号様式）

建設副産物の搬出地等について、以下の調査を行う。

(1)建設副産物の搬出予定地や処理体制等が発注仕様書等に合致しているかを確認する。

(2)適正な処理を行っている搬出地を選定しているかを確認する（処理価格を含む。）。

○過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（第13号様式）

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者の状況の内容について以下の調査を行う。

(1)本市の発注工事実績があれば、工事評定点等を調査する（工事評定点は、受注者には問わない、発注者自ら調査する。）。

(2)必要がある場合は、過去に施工した公共工事の施工体制台帳及び請負代金内訳書を2～3例提出を求め、内容について確認を行う。

○その他必要な事項等

低入札価格調査における失格判定基準

項 目	内 容
1. 調査書類の全部又は一部の提出が無い場合	1 低入札価格調査に関する調査書類が提出期限までに整わない場合（提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、調査担当者が追加資料等の提出を指示した場合はこの限りでない。）
2. 調査に協力しない場合	1 必要に応じて実施する事情聴取に協力しない場合
3. 設計仕様等に適合しない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 4 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 5 資材等購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 機械リースに係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 7 資材等購入や機械リースに係る見積額及び下請予定業者の見積金額が市場価格と比して著しく低く見積もられている場合や見積金額が過去に取引した実績のある価格を基礎として見積もられているにもかかわらず、それを十分に反映していない場合など、いわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合
4. 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合
5. その他	1 建設業法やその他の法令違反、契約上の基本事項違反等がある場合 2 その他適正な工事の履行が確保されない恐れがあると認められる場合